

議会運営委員会記録

令和8年8月10(月)

開議 9時00分

閉議 10時44分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、夫谷委員（代理：串崎議員）、沖田委員、
足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長
-

議 題

- 1 令和8年6月定例会議の問題点や課題等について 資料1

- 2 請願者等に対する趣旨確認の機会について 資料2

- 3 浜田市議会基本条例の運用等について 資料3-1、3-2
 - (1) 採択した請願及び陳情への対応
 - (2) その他

- 4 その他 資料4
 - (1) 議会傍聴者アンケートについて
 - (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 09 時 00 分 開議 〕

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。本日、大谷委員より欠席届が出ている。代理で串崎委員が出席しているので、よろしく願います。

1 令和8年6月定例会議の問題点や課題等について

○岡本委員長

資料1を参照されたい。6月定例会議の振り返りということで、事前に問題点や課題などについて、各会派から提出を受けている。5項目あるが、一つずつ9月定例会議での対応をするかどうか、何かしらの新たなルールを決める必要があるか等の協議をしていきたいと思う。事前に資料は読み込んでいると思う。各項目について、会派から補足説明があれば申し出てほしい。

それではまず、1. 一般質問についてである。それぞれの会派から補足説明はあるか。状況によってまた聞かせてもらうので、その中の説明でも結構である。

それでは、資料の浜風の郷のところから見ていくが、この中に「少なくとも提出した通告書は全て読む」というような形で記載がされている。このことについて、説明があればお願いしたい。

○村木委員

これに関しては、「少なくとも」というのはある。通告書の出し方については統一されていないということで、それぞれの議員が提出をしていると思うが、実際その通告書を見て、執行部側としては答弁書を用意していることを鑑みると、「少なくとも」というのは、発言をする内容の一部を通告するという認識の中で、提出したそこを書いてあるものについては全て触れる、読むことによって議事録となったり、Y o u T u b e などでも流れるということもあり、見ている側にも伝わるので、「少なくとも」というのは、書いてある内容について、読んで発言をするということである。

○岡本委員長

今、補足の説明を受けた。このことについて、何か意見があればお願いしたい。

浜風の郷から、提出された文書については、できるだけ読むようにというような話であったと思うが、このことについて正副委員長と事務局で相談をし、この通告書の内容については、内容チェックの際に、議長から修正があるものも含めて、指摘していただく対応にしようと思っている。人それぞれの表現の仕方もあるため、こちらのほうも本気で読み込んでいって、そのことをチェックして、同時に伝えようと思っている。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○岡本委員長

それでは創政クラブから時間制限のことについて述べられているが、このことについておおむね了承という認識でよろしいか。

○西田清久委員

創政クラブでは会派の中の意見の中で、最大70分制限していたので、自分の持ち時間30分がまだ残っているのに、70分を経過したということで確保ができなかったという声があった。それと執行部に、これは過去からずっと続いているが、議員の資質ではないが、執行部と論戦になるような質問が望ましい。しかし、そうならない質問が見受けられたという意見があった。執行部の答弁が少し丁寧で時間がかかる場合があったので、そういったところも70分制限に影響しているのではないかという声があった。これは絶対にどうにかしなくてはならないというのではないが意見があったということである。

○岡本委員長

分かった。このことについて、意見等はあるか。おおむね創政クラブのほうから、時間的なことは了承を受けたものと思っている。質問については、こちらのほうも、事務局と正副で検討した中で、やはり聞くだけの質問は避ける。要は論戦になるような質問の展開をお願いしたいということで、今日この場では終わりたいと思う。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○岡本委員長

それではそのような形でお願いします。次に公明クラブから、質問前の前振りの取扱いについて意見が出ている。このことについて説明をお願いします。

○柳楽委員

説明と言われるとなかなか難しいが、私自身が前から思っていたことで、この時間が必要なのだろうかという疑問はずっと持っていた。そういう意味で、今回少し取り上げたところである。

○岡本委員長

要は各委員がいろいろな形で、自分の発言の時間内に、今日は何の日とかいうような形で述べていることに対してのことだろうと思っている。この扱いについては、短めにするということと、今後の中の検討では、する必要があるのではないかと考えている。そういうことでの認識でよろしいか。

それともう1点、こちらのほうで話し合いをしたところに、質問を既に通告している分については、通告の内容を飛ばさないようにしてもらい必要があるのではないか。やはり通告しているわけだから、通告に対する内容等は執行部がそのことについて対応されているわけだから、飛ばさないようにということは、この場では各委員に示していきたいと思っている。よろしいか。

○森谷議員（委員外議員）

流れによって、突っ込まなければいけないとかいうのが出てくると思う。論戦があると。そうするとどうしても時間がおしてしまうので、今の論戦のほうが重要だか

ら、この部分は時間があるから、後回し、次回回しにしようかということはあると思う。そういうのについては、余り杓子定規にやらなくていいのではないかな。それで、一般質問の後で執行部に行ってそれに対してやり取りもできるわけだから。他の皆に知られないかの違いぐらいなので、その辺は柔軟な対応でいいと思う。論戦を重要視して。

○岡本委員長

今委員外議員のほうから意見を受けた。参考にするという程度で、結局、基本的には通告をしたものをやろうということとはもう前から決まっていることなので、そういう形で進めてもらうようお願いする。

次に進む。2. 議案質疑について進める。1番目には浜風の郷のほうから1点目のことについては、これまでのルールを徹底するというような形で意見を受けているが、このことについて補足説明はあるか。ないようなので、一応この分については、ルールどおりルールを守っていこう、徹底しようということで終わりたいと思う。

次に3、委員会審査について進める。各委員の資料の中で浜風の郷のほうから、補正予算の事前通告制の導入について提案があったが、このことについて説明はあるか。

○村木委員

これについて、協議したところ、先ほど委員長が言ったように、補正予算の質疑も通告制を導入すべきではないかという意見が出た。理由としては執行部の答弁の質の向上、質疑の内容の確認、事前に出すことによって、その辺のチェックも入るので、合わせて、当初予算決算審査と同様な、通告制の採用を検討すべきではないかという意見が出たところである。

○岡本委員長

今は浜風の郷のほうから、補正予算の事前通告制についてもやったらどうかという提案を受けているが、各党派意見を聞きたいと思っている。公明クラブからお願いする。

○柳楽委員

私も、補正予算のときに少しこのことは感じていたので、通告制にしても良いのではないかなと思っている。

○岡本委員長

それでは、市民クラブ、副委員長お願いします。

○小川副委員長

まだ検討していないが、恐らくもう一つの意見とすれば、補正予算の場合は件数がそれほど多くなくて、時間的にも余裕があるから、従来のままで良いのではないかなという意見と、それと今言われたような趣旨の部分と両方多分あると思うので、それ今日決める必要があるかどうかというその緊急性の部分もあると思うが、今のところ党派としては、検討はそこまでしていなかったもので、もしそういう声があって、どうするかということを検討するのだったら、少し検討させてほしいと思う。

○岡本委員長

それでは次に創政クラブのほうをお願いする。

○西田清久委員

今言われたように両面があると思っている。だから両方含めて検討されたほうが良いと思う。

○岡本委員長

今前向きということと持ち帰りという案が出ているので各会派持ち帰りという形で進めていこうと思う。次回の検討事項としたいと思う。

○森谷議員（委員外議員）

補正は件数が少ない。だから執行部側もあれこれたくさんないので、ある程度締まった回答ができるかと思う。補正なので、前から分かっていたわけではないので、時間があるわけではないので、これはなるべく通告しようということで、通告しなければいけないというレベルまで落とし込まなくても良いと思う。

○岡本委員長

分かった。それも含めて持ち帰りということで、このような形でお願いをする。

次に公明クラブのほうから、動議により問題発言について指摘できるというような内容のことが来ているが、これについて説明をお願いする。

○柳楽委員

これまでの、ずっと言われてきていることだとは思いますが、少し問題のあるような発言があった場合には、即座に委員長のほうから、注意をしてもらい、とめてもらうとか、発言の取消しを行うとかという対応は今後もしっかりと行っていくべきであるということと、このところ本当に市民の方からY o u T u b eとかケーブルテレビとかを見て、本当に議会はどうなっているのかというような声を、聞く回数が増えている。本当に一人ひとりがきちんと、注意をしながら自分の発言には責任を持てるようにやっていかないと、いうことを感じて提案した。

○岡本委員長

この問題発言、公明クラブが言っているが、多分議員も立場を変えて、そのことは聞いていると思う。このことについてはやはり議員としては、前向きに対応していかなければいけないかと思っているので、今後の中では検討事項だろうと思っている。

○森谷議員（委員外議員）

これ非常に問題にすべき点と問題にすべきかどうかという点と2通りあると思う。どこを基準とするかということである。一番分かりやすいのは国会を基準とするというところで良いのではないかと思うが。問題があった場合に問題だという声が、議員に届いたなら、問題のある議員自身が反省すれば良いわけである。ただ、問題があった議員に届かないといけないのでそれを問題に届けてあげることが一つの大前提の方法として有効だと思うので、その辺から改革していければどうかと思う。分からないわけだから問題があったかどうか、問題の議員は。

○岡本委員長

そのような意見も受けた。少しこの問題発言またその対応については、今後の中

でやっていこうと思う。

○下間局長

以前議長のほうから説明された議会運営における留意事項というものがあつたと思うが、その中で、議員による議長とか委員長への発言取消しを命じる要求というのができることを明記している。動議という形で、委員長とか議長のほうに先ほどの発言は不適切なので、取消しを命じてくださいというようなことは、委員や議員からできるので、もし委員長とか議長とかがそういったことをしないのであれば、議員や委員が自ら動議という形で、今のルールでもできるので、そういうやり方も使いつつ、もちろん一番は議長や委員長のほうでの議事運営だとは思いますがそういうことはできるので、少し留意事項とかを見てほしい。

○岡本委員長

今、事務局長のほうからの説明は、各委員会、また議場でのいろいろ問題発言があつたときに、議長または委員長が判断云々ということではなくて、議員そのもの、また委員そのものからこれは問題であるという動議はできるということなので、そういうところからその内容も含めて指摘していくという形もあるということの説明があつた。このことについては先般もあつたところだし、各会派に持ち帰られて、このことは徹底していくということは必要だろうと思うので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思うが。

○森谷議員（委員外議員）

動議をできるときには議員がしゃべっているときか、それとも市長とか部長がしゃべっていることについても動議という形で注意できるわけか。

○下間局長

今注意と言ったが注意をするのが動議ではなくて、今のさっきの例は、議員を注意するわけではない、議長とか委員長とかにしっかり発言の取消しとかの命令を促してくださいという言い方なので、執行部に対して議員が言う権利はないかなと思うが少し調べてみる。先ほどの補足でも、ほかの議員から発言議員に対して直接取消しを求めることはできない。あくまでも議長とか委員長に発言の取消しの命令を促すということしかできない。

○岡本委員長

事務局長のほうから説明があつた、こういう形で理解をし、各派にも議員の各委員には再度確認で伝えるようにお願いします。

それでは次に4. 請願・陳情について進めたいと思う。各会派から受けている。浜風の郷のほうから請願、陳情については配付のみ等の対処を検討するというような意見を受けているが、このことについては、事務局のほうから、全国市議会議長会等々の確認で、チェックをしているので、事務局長のほうから回答をお願いします。

○下間局長

審査せず配付のみの部分である。請願については、結論から言うと審査せず配付のみという取扱いはできない。請願が出された以上はしっかり審査をしないといけな

い。採択、不採択の結論を出さないと議会はいけないので、配付のみにすることはできない。

○岡本委員長

今、事務局長のほうからあったように、配付のみにできないということになっているので、その認識に立ってほしいと思っている。それから創政クラブのほうから、請願については、当人が個人で出すことについての問題であったり、一般質問、請願を同じ内容で出すことについて、問題であるのではないかということについて出ている。このことについても事務局で調査をしているので、そのことについて回答をお願いする。

○下間局長

うちのルールとして、議員は請願の提出を自粛するものとするということを請願・陳情等取扱要綱に定めている。これはあくまでもうちのルールである。昨今、法人の代表者から、請願が出ている現実があるわけで、そこについてももし、必要であれば法人等の代表者が議員である場合も、請願の提出を自粛するものとするということを取扱要綱に入れることは可能である。ただ、あくまでも自粛するものとするということで、禁止することはできない。やはり請願というのが大切な権利の一つということなので、そこは禁止規定はできないが、自粛するものとするという、お願いみたいなことを入れることは可能かと思う。

○岡本委員長

局長のほうから制限はできないけれども、要請をすることについては、この文言については入れることが可能というような話だから、そのことについてどうか、意見を聞きたいと思っている。沖田委員。

○沖田委員

持ち帰らせてほしいと思っている。今回請願についてということでそのことについては、当会派でも話し合っていないので、一度これは請願についての規定については会派内で協議させてほしいと思う。

○岡本委員長

分かった。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

特定の議員1名の可能性があると思うが、まず請願というのは憲法に保障された権利なので、それをローカルルールで自粛するとかという、憲法に決められたことを狭めるというのが、議会のレベルとしていかななものかと思う。やめたほうが良いと思う。自粛するというのは憲法に定められているのだから、憲法にけちをつけるなら憲法改正から始めてくださいという意見である。

○岡本委員長

意見も受けた。一応持ち帰りという意見も出ているので、会派持ち帰っていただいて、このことについてはまた各会派から意見を聞きたい、そのように思っている。

それから市民クラブから地域井戸端会でも出された意見を議員が請願で取り上げる

ことはすべきでないということと、請願については紹介議員を2名以上とするというような形について出ている。このことについて、事務局長。

○下間局長

紹介議員は必ずつけないといけないというのは決まっている。2名以上にするということをルール化している市議会は確かにあるが、少し議長会に聞いてみたところ、あまり好ましくないと、先ほど少し意見にもあったが狭めるようなことは余りよろしくはないという回答を受けている。ただ、絶対にだめではないのかもしれない。やっているところもあるので。ただ、議長会としても、このような意見であった。

○岡本委員長

そのような回答が出ている。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

それを拡大していけば、3名以上の紹介議員5名以上の紹介議員ということになって、実際の請願を封じ込めることができる。請願を禁止することができる。それで、今のルールを変えるべきではないと思う。憲法を尊重しよう。憲法が間違っているなら憲法改正からしよう。

○岡本委員長

そういう形の意見も受けた。小川副委員長。

○小川副委員長

事務局長が先ほど言われた分の説明でよく理解できたので、そのことは会派の中でも共有したいと思う。会派から出しているが、これを持ち帰って伝えて理解してもらいうい形で聞きたいと思うので、先ほどの前段の申合せの追加等も含めて一緒に持ち帰らせてほしいと思う。

○岡本委員長

今、持ち帰りの話もあったので、このことについては持ち帰りということをお願いをする。

その他で、公明クラブから、既に行っている場合は、採択でも良いと思うが、それ以上のことがついている場合は不採択にする場合もあることを徹底するというような意見である。このことについて先般も採決の際にも少し問題があったが、どう扱っていこうか、協議をしようか。陳情、請願で大体執行部から答弁を受ける。そうしたらやっているということについて、市がやっているのだからもう不採択でも良いのではないかとこのところ進めている議員もいた。中には、採択をして、さらにやってもらいたいのだというような、請願者の意見もあったりして、さらにやるのだから、採択でそのまま進めるというようなことについての議論が少し出たように思っている。公明クラブから意見が出ているが、どうしようかというところだが、森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

我々は市民の代表で市民のために働いている。市民がどう思うかということも、ある程度重要視して考えないといけない。ただ何をやるという請願が出たときに、反対という形になると、市民が混乱するのではないかと思う。だから、方向的には賛成

だよというところで良いし、請願する人、陳情する人も、全てを知って陳情し、請願しているわけではないと思う。やっていることを知らないでやってくれよというふうに言っている場合に、反対と言われたら、えっと思うのではないかと思う。賛成だけでもやっているよという、これが一番実態に合った流れではないかと思う。それが反映できるように考えるべきだと思う。以上である。

○岡本委員長

分かった。私個人の意見になるかもしれないが、請願が出たものをエンドレスに出されているという傾向がある。そういうところから、採択をされたものをもしそれ以上はないのではないかという、判断もあるのだろうと思っている。それで要は不採択をそういうような観点から、結局エンドレスをやっていくということについてはいかがかなというのが私の中でも思っている。そういうところから今公明クラブから提案受けているので、これも持ち帰りで各委員もう一度協議してほしいと思うが、それでどうだろうか。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

今委員長が言った、エンドレスという例えばどのことを言っているのか少しイメージがわからないが、教えてもらえれば助かる。

○岡本委員長

請願が出てもうこれは採択されてもう1回請願が出てくるという形が出てきているので、もうやっているのは終わっても良いのではないかという考えである。議論をするつもりはないので、そういう説明で終わりたいと思う。それでは、これは持ち帰りとする。

それでは5.その他について移る。その他でLINE WORKSのことについて。浜風の郷のほうから、LINE WORKS全議員トークルームの運用について、フリートークでよいか等々の意見を受けているが、LINE WORKSの取扱いについて、こちらの正副委員長または事務局、また正副議長とも少しお話して、全議員トークの形は事務局からの発信のみとしたらどうかなというところを少し各委員に提案したいと思っているが、いかがか。創政クラブ良いか。それでは、提案ルールどおり全議員トークは事務局からの発信のみということで、よろしくお願いします。事務局長。

○下間局長

今決定したことは、申し合わせとかに入れたほうが良いか。その扱いについてどうだろうか。

○岡本委員長

申し合わせに入れるということでよろしいか。はい、申し合わせに入れるように。

それでは次に進む。9月定例会議では、先ほどのとおり対応していきたいと思う。事務局は、本日の内容を整理して、8月25日の1週間の前議運で再度周知をお願いする。このことについて、委員から確認しておきたいことがあるか。事務局長。

○下間局長

先ほど幾つか持ち帰りという話があった。1週間前議運のところで、協議をして、

持ち帰ってもらったものをまた言ってもらって、決定にせざるを得ないと思うが。今日持ち帰りしてもらったものを事前に回答もらうようなことは可能か。それでまとめた上で、1週間前議運のところで提示をして決める。それとも1週間前議運のところで口頭でそれぞれが言ってきてその場で決定をするか、どちらが良いか。

○岡本委員長

いかがか。各協議していただいて、今、事務局長のほうから25日はまとめたものを出せるという形を求めているが、公明クラブ、願います。

○柳楽委員

公明クラブはそれで対応できる。

○岡本委員長

浜風の郷はどうか。良い、わかった。

市民クラブはどうか。

○小川副委員長

よい。

○岡本委員長

事務局は日にちを示してほしい。

○下間局長

19日、水曜日の16時まででよいか。

○岡本委員長

それではそのように願います。

2 請願者等に対する趣旨確認の機会について

○岡本委員長

議題2、請願者等に対する趣旨確認の機会についてである。資料2を参照されたい。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料2、参照されたい。まず1ページ目である。前回と同様の資料である。2ページ目からが会派から出た意見である。結局浜風の郷からのみであった。今後必要な検討が必要な事項として1番目として、運用についての規定は設けたほうが良いという意見であった。これについては、規定をこの後設けるということが決定したら、現在ある請願・陳情等取扱要綱に入れることが良いのではないかと事務局では考えている。ただし、6月の議運では、9月定例会議ではまず試行的にやってみようということだったので、そこでの反省点とか課題等も踏まえて、正式に規定するという事で良いのかなと思うので、規定するのであれば、その取扱要綱で反省点等も踏まえて、体験も組み込んでということで良いのかなと思う。この後協議して決定してほしいと思う。2の請願者等への具体的な手続依頼書についてであるが、この趣旨確認の機会というのを実施することになると、当然、請願者等へ依頼文の通知が必要になる。次のページ3ページ以降に案をつくっている。最初のほうが請願の要請依頼書で次のページが、

陳情の要請依頼書ということにしている。このような案で良いかというのを協議してほしいのと、まずもって、委員会のほうから議長のほうに、趣旨等の確認のために要請したいのだという通知を出す。そして、議長名で、請願者等に正式文書を出すという、本来の流れなので、いきなり委員長から、その方に通知をするのではなくて、きちんと議長を通して議長から本人にというふうな流れでつくっている。確認を求める事項ということについても、やはりいくらか、具体的なことが書いていないと、請願者等も困ると思うので、このように少し書かせてもらっている。趣旨等を自由に発言する場ではない。あくまでも委員のほうが必要だと思ってこういうことを確認したいから来てくださいというお願いなので、その部分はしっかり記入してもらおうというようなつくり到现在している。このような案で良いかを協議してほしいと思う。また、3から5ですね。これについては浜風の郷の意見のとおり行うこととするかをこの後に諮っていただきたい。以上である。

○岡本委員長

今事務局長のほうから説明があった。一つずつ決めていきたいと思う。(1)運用の規定についてであるが、このことについて、意見あるか。運用の規定について設けるかどうかということになるわけだが、9月の施行実施後に、請願・陳情等取扱要綱に入れることでよろしいか。

(「よし」という声あり)

はい。それではそのような形で入れさせてほしい。(2)依頼の通知について、先ほど説明があった。説明どおりの案でよろしいか。

(「よし」という声あり)

はい、ではそのようにする。(3)説明資料の配布希望についていかがでしょうか。森谷議員。

○森谷議員(委員外議員)

希望があったのだったら、希望どおりにして、趣旨が分かるような資料として受け取って読むべきではないかと思う。事前でも良いので。

○岡本委員長

今はそういう話もあった。小川副委員長の説明をお願いします。

○小川副委員長

先ほど局長のほうからも説明があったように、委員会のほうの求めに対して、補足的に説明を求めるという趣旨からいうと、説明資料を出すということは、その中に含まれない、含む必要ないのではないかと私は受け止めていた。だから、委員会のほうが、ここを聞きたいから、来て、少し説明してもらえないだろうかという要請の仕方になると思うので、それを説明するための資料だとかいうことまでは求める必要ないのではないかというのが私の意見であるが。

○岡本委員長

今、副委員長のほうから、局長のほうからの説明はそのようなことだったということで、再度、局長のほうに説明を求める。

○下間局長

質問事項は出すが、それに対しての資料をこちらから求めているわけではなく、請願者等がそれに答えるために資料を配布したいと言ったときにどうするかということである。向こうから希望があったときにどうするかということで、それを認めるか認めないか。認めるのであれば、当日配付でも良いのか、事前にもらっておかないとだめなのかというところを決めてほしい。

○岡本委員長

分かった。そのような形で相手のほうから説明資料の提供があった場合の対応について各委員に意見を聞きたい。いかが。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

相手から希望があった場合は断る理由はない。もちろん事前に用意してもらべきだ。委員が、あらかじめ読むわけだから、随分前に、送ってもらわないと読み込みもできないので、断る理由もないので認めるべきだ。もちろん事前に送ってもらって読み込む時間が確保できたほうが良い。

○岡本委員長

今委員からもあったが、向こうから出されるものについては、別に拒否しなくても良かと思っている。今、提案があったように、事前という一つの条件がある。このことについては否定するものではないと思っているが、いかが。そういう認識で良いか。事務局長。

○下間局長

もし、事前に資料を、請願者が出すことを認めるのであれば、この通知文のところに確認を求める内容について、資料提供等がある場合は、いついつまでに提示くださいみたいなことを入れるようなことでも良いか。

○岡本委員長

今、事務局長から説明あった。そのような形でよろしいか。はい。事務局長そのような対応をお願いします。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

そもそも請願や陳情には資料添付が認められているが、その添付のほかにさらに添付し、説明しようということでもよろしいか。

○下間局長

私はそのように思った。

○岡本委員長

それではそのような形で進める。（4）趣旨確認の説明時間の設定について各委員に諮りたいと思う。意見があればよろしくをお願いします。小川副委員長。

○小川副委員長

浜風の郷から出ているのは原則1分以内ということについて、そこまで厳しくやる必要があるか。委員会質疑や予算決算委員会の時間はそういう部分があるが、説明を受けに来てもらった人に1分でまとめてくださいということがどうか。その辺り

少し聞けるか。

○村木委員

確かにここに厳しく決めたが、やるからにはある程度時間制限を決めて、まとめてほしい。ただし内容に応じ委員長の判断をするとあるので、途中でストップと言うつもりはない。原則1分でまとめてほしいが、内容によっては、それを超える場合もあるので委員長の議事進行で行う。少し委員長に幅を持たせたという意味合いである。

○岡本委員長

説明時間の設定の話であったが、このことについてほかの会派からないか、森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

賛成意見である。素晴らしい進歩だ。説明ができるということと委員長の判断によって、長くもできるというところは素晴らしいことだ。

○岡本委員長

分かった。それでは時間を設けないできるだけ短く、委員長判断というような形の説明があった。取りあえずそれにとどめておくということによろしいか。

（「はい」という声あり）

○岡本委員長

では、そのようにお願いします。次に（5）委員会運営について諮りたい。浜風の郷から、委員会運営上の実施時期及び、審査時間の流れ、委員会の判断に委ねるというようなことで書かれているが、説明をお願いします。村木委員。

○村木委員

実施時期なのだが、これは委員長ではなくて、委員会の判断ということで委員会当日の可能性もあれば、前の日、あるかもしれない。時間の設定もあるかもしれない。時期についても、委員会の日だけではないということを考えている。流れについてもある程度委員会の中で質問事項も検討すべき事項の一つになっているので、そういったことを含め、委員会の中でしっかり、誰にいつ何を聞くかということを決めた上で実施をするろいうことで、このような意見となった。以上である。

○岡本委員長

これで良いと思っているが、その他の会派はいかが。良いか。

（「よし」という声あり）

ではそのような形で、今提案のとおりの方を考慮していきたいと思う。それではこの趣旨確認の取扱いについては、冒頭でも話したが、9月定例会議で審査する請願・陳情について、試行的にやることとする。各常任委員会において初日の委員会で必要かどうかを諮り、対応するようにお願いします。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

請願でたくさん紹介しているのは私なので、私のことだと思うので、私も請願たくさん出したい訳ではないのだが、請願を出す数を減らすための、こちらの気持ちとして、こういうのを出そうと思うのだがという相談を事務局や議長とかにしたいわけ

である。その上で、やめなさいとか、これは良いがこのようににしないでとかという角度でやってもらいたい。私は品位を保っているつもりなのだが、議長や事務局の品位というのが別にあると思うので、その辺のことを相談しながら出したいのだが、そういう請願の出し方というのは自由だろうか。相談することに事務局や議長が対応してくれるとか、くれないとかというのは任意になるのか、こちらとしては相談したいという希望があるのだが。

○岡本委員長

個人的にはそのほうで良いと思うが、議長何かあるか。相談したいと言われるのだからそれで良いか。

○澁谷議長

請願というのは、憲法で認めた絶対意見なので、相談して取りやめたりとか取りやめないとかいうレベルのものではない気がしている。本当に思いがあるものだけを出してほしいというのが、本意だが。

○岡本委員長

それではこの趣旨確認の取扱いについては、事務局長、お願いします。

○下間局長

最終的に次8月25日、1週間前議運があるがそのところで今回の資料先ほど頂いた意見について修正をし。試行的にやる方法についてはこうですということを最終的にもう1回提示させていただく。

○岡本委員長

今あったこういう形で試行的にやるということ、今のよう形で示すということになった。各常任委員会において初日の委員会で必要かどうかを諮り対応するようにお願いします。

3 浜田市議会基本条例の運用等について

○岡本委員長

(1) 採択した請願及び陳情への対応。資料3-1を参照されたい。こちらはこれまでこの議会運営委員会で検討した結果で、一番上に記載の採択した請願及び陳情への対応については、議員定数等議会活性化特別委員会で検討してもらっていた。この度検討結果が出たということで、検討結果報告を受けている。この件について事務局から説明をお願いします。

○濱見次長

浜田市議会基本条例第10条の採択した請願及び陳情への対応については、議会運営委員会からの依頼を受けて、議員定数等議会活性化特別委員会で、検討を重ねた。令和8年6月25日の第9回の特別委員会で、手法を決定したので報告をする。この資料の、2番の決定した管理手法のところを参照されたい。(1)である。採択請求の手順である。定例会議において、請願及び陳情を採択した際、議長から市長へ結果を送っている。そのときに、同時に、処理の経過及び結果の報告を、次の定例会議までに行

ってもらうように文書で請求をする。(2)である。執行部は、次の定例会議までに対応状況や経過を記載した報告書を文書で提出してもらうことにする。提出された報告は、タブレット端末等を通じて全議員で情報共有をする。(3)である。各常任委員会の協議である。報告書をタブレットと共有する。そのあと、各常任委員会において、継続して所管事務調査などが必要だなというものがあれば、それらを協議をして判断をしてもらう。(4)である。市民への公表である。執行部からの報告書及び委員会での調査の状況などを、進捗管理表みたいなものにまとめて今市議会ホームページでも一覧は出しているが、そこに追加する形で、ホームページで公開をするという手順である。議会基本条例の第10条だが、市長等において措置することが適当と認めるときは、事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとするというふうな記載がある。今回の手法によって、執行部に余り負担をかけないような形で報告を求め、議会としては、その後の進捗を追うことができるという、このような手順で、委員会で決定した。なおこの手法については、執行部側への協力の依頼も事前に調整を済ませている。報告は以上である。

○岡本委員長

次長から説明を受けた。このことについて、委員から確認しておきたいことはあるか。柳楽委員。

○柳楽委員

(3)のところの各常任委員会における協議というところで、執行部から報告書が提出される時期もまちまちなかと思うが。そこら辺はどうなるのか。

○濱見次長

報告書の提出は、(1)のところにあるが、市長へ結果を送付する際に、処理の経過や結果の報告を次の定例会議までに行うように、お願いをしている。今回で言うと例えば9月で採択したものがあ。次の12月の定例会議が始まるが、12月定例会議が始まるまでに、報告を受けるようにしている。できればその2週間前全協のところで共有ができるようにと思っている。

○柳楽委員

次の定例会議までというところは少し分かっていたつもりなのだが、その中でも、物によっては早く出てきたりということもあるかと思うが、それはもう2週間前のところのぎりぎりぐらいになるかと思っているか。

○濱見次長

報告については時期は一斉にと思っている。執行部とも調整はしているが、担当課が随時出してくるというイメージよりも、取りまとめて出してもらうように思っている。これは、委員会ごとにまとめてになるか一括してまとめてになるか少しその辺はまだ調整中だが、恐らく、委員会ごとにまとめになるとしても、恐らく全員協議会に間に合うようにということになるので、早いものを早くということにはならないと思っている。

○柳楽委員

提出されて、その後いつ取扱いをどうするかという協議というのはそれぞれの委員会で、どこの時点の委員会でやるかということは、そこも含めて委員会のほうで決定をするという考え方で良いのか。

○濱見次長

言うとおりで、即座に調査というものもあれば、もう少し様子を見ようかと、例えば1年経過した後にもう1回調査してみようかというのもありだと思うので、それぞれのよう調査、追跡をするのかは、委員会のほうで判断をしてほしいと思う。

○柳楽委員

私の少し言い方が悪かったかと思う。取扱いをどうするか協議というのは特に、定例会議の初日の委員会でだったり、定例会議中の委員会であったりというところでやるということではなく、その協議をするのも委員会でいつやるというのは決定するという事で特に共通して、このときにやりましょうということではないということが良いか。

○濱見次長

はい、言うとおりで。

○岡本委員長

よろしいか。その他にあるか。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

資料の締切りとかについてだが、2か月後になる。早いところもあれば、まちまちだと思うが、2か月後にまとめて全部を発表するというのは必要だ。しかし、早くやったところや1週間で進んだところが、2か月後に発表それまで議員が気付かないというのが、執行部に対しても失礼ではないかと思う。だから執行部で進んでやってきて、こんなふうになったよと言って、上げてくれることは必要だと思う。一番最後に合わせる必要はなくて、その都度その都度できたよというのをこちらで把握するという事はすごくメリットがあることだと思う。それをストップさせる必要はないので、あとは漏れのないように、一番最後に全部これでしたよという形で上げてもらうのは結構だと思うが、どうだろうか。

○岡本委員長

そういう意見もある。方向性としては、この対応についての執行部とのやり取りをこういう形でまとめているので、これで進めさせてもらって、少し検討が必要であるということであれば、次回その発言によって、各委員で協議するという事でいかがだろうか。取りあえず2週間前に出てくるという、まとめて出てくるということで対応するという事で、良いか。

○西田清久委員

特別委員会の中で、いろんな請願が、陳情が数多く出ている中で、最終的には2か月後にはまとめて、その途中経過であっても、そこで一旦報告をしてもらう形をとる。今、委員外議員が言われたような、早い部分もあったりするのは、事務局のほう、その辺は執行部のほうから、今こんな、もうこれすぐやりますというようなことあれ

ば、連絡があってもそれはそれで良いと思っているが、その都度柔軟性はあっても良いと思うが、執行部等含めて、検討することだと思う。

○岡本委員長

その都度の状況に応じて、次の議運の中で、各委員と諮り、もう少し修正をかけるということでいきたいと思うが、それでよろしいか。

(「よし」という声あり)

そのように進めたいと思う。それでは、各委員にお諮りする。採択した請願及び陳情への対応については、特別委員会での検討結果のとおり、対応していくということとよろしいだろうか。

(「よし」という声あり)

それではこのとおり対応することと決定した。9月定例会議で審査し採択したものについてやってみて、また不都合な点等が出たら協議して改善していくこととする。

1点、この件についても何らかの規定すべきと思うので、先ほどあった請願・陳情等取扱要綱に規定してはと考える。よろしいだろうか。

(「よし」という声あり)

では、請願・陳情等取扱要綱に規定するということで、事務局対応をお願いする。次回の議運で案を提示してください。(2) その他、その中で委員から何かあるか、ないですね。それでは事務局からあるか。

○下間局長

今資料3-1配信したが、この資料のとおり、今回の議会基本条例の運用についての検討は、一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討するものとするという規定があったため、検討を始めたものである。今回でおおむね検討結果が出た。試行的に実施するという部分もここに書いてあるように残っている。9月定例会議を終えたところで、本格実施とするかを決定して、最終的な整理をしたいと思っている。検討が終了した後には検討結果をまとめてホームページとかにも、これまでも掲載しているので、そのような流れで今後も進めていきたいと思うので、よろしくお願いする。以上である。

○岡本委員長

今説明があった。このことについて各委員よろしいか。

4 その他

○岡本委員長

それでは議題4その他。(1)の議会傍聴者アンケートについてである。このとおり意見を受けているのを確認してほしい。このことについて各委員よろしいだろうか。

(「よし」という声あり)

続いて(2)その他。私のほうから1点、令和8年熊本地震にかかる義援金について、議会として対応するかどうか、各委員と相談させてほしい。過去に議長会からは義援金の対応の通知があったことがあるけれども、現時点で議長会に問合せしてもら

ったところ、検討中であるとのことで、対応が決定していないということである。現時点で何か各委員からお考えがあれば伺いたいと思っている。小川副委員長。

○小川副委員長

かつて熊本地震のときに三隅神社の前で議員で募金箱を持って義援金を集めたりしたこともあるが、最近そういう激甚化する災害が各地で多発しているということもあり、パフォーマンス的なことより実際にきちんと届くような仕組み等も必要になってきていると思う。いろいろな事務の煩雑さ等も考えたときに、議長会の動きを待つて判断しても良いのではないかとと思っているが、いかがだろうか。

○岡本委員長

今副委員長のほうから提案あったけれども、この場でなかなか決めづらいということもあるので、何かをするということについては、各会派で少し検討して、議長会の対応も、その間に出てくるかもしれない。そういうことで、次回の委員会で協議したい、そのように思っているが、よろしいだろうか。

(「よし」という声あり)

はい。そのように進めさせてほしい。その他、委員から何かあるか。森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

議会事務局の人数がだんだん減っている。そこを問題に思っている。女性が少し前に休み、男性が少し前に休みということで激減している。そこで、視察に関してなのだが、議会事務局の職員を同行してもらわなくても良いのではないかと、そういうことを提案したいと思っている。それから委員会でも、旅行ではないから食事とかその行動とか、団体行動で、それから食事の中の話題でも、ホテルの部屋に入るまでは、やはり視察先の話題とか視察後の話題とか、そういうことに集中すべきだと思う。目的は浜田市民のために行っているわけだから、そこに集中すべきだということと、議会事務局の人が人手不足だから、私は大人で、7人、8人で大人旅行ぐらいできるわけだから、ついて行ってもらわなくても良いというふうに、視察についてはそういうふうにやりたい。

二点目だが、広報について思うのだが私は広報委員ではないので、手を挙げて発言できないのだが、専門の印刷屋さんが来る。その人たちは送りがなとか、ふりがなとか字数を数えるとか、専門のプロである。我々は、今までやったことのないような素人がやるわけなので、その作業は、印刷屋さんに任せても良いのではないかとと思う。それから、たまたま今日は大谷委員長はいないが、広報の議会だよりのマニュアルというのは存在して決まっており、今あるやつは、写真やイラストを一つ以上入れるというふうに、明文で決まっているわけである。それを、明文のほうを変えないで、はっきり言えば、私の行動を制限するために、その都度その都度、変えていったというようなところもあるのだが、森谷に合わせて変更するというのはそれは良い。多数決だから。だけでもその省エネできるところ、専門家に字数だとかルビだとか、その辺は任せたほうが良いと思う。

三点目だが、議員に対して執行部のほうがすごい問題点があることやっているわ

けである。私が、執行部に質問してはいけなくなっている。弁護士対応になっている。森谷だから仕方ないと言わないでほしいのだが、警告を受けた市民の関係者だと。関係者だから森谷は執行部に質問してはいけなく、弁護士に質問しろと言うのだが、弁護士に質問しても、市のことは分からないわけである。今回、何で関係者がいけないのだという話で、初めて文書で質問したら、森谷は関係者でもないと言うのである。では、関係者ではないのに、弁護士対応させられているわけである。この辺が議会として、私だけがやられているわけだが、議員がこのような目に遭って良いのか、当然こちらが悪ければ良いのだが、市民の件についても、記録がないのに、あたかも捏造したような二十、三十、四十の記録を文書不存在なのにその記録をもとに、不当要求者というふうにやられている。それでもうるさいやつは皆口封じということになるので。

○岡本委員長

森谷議員、話が長いので、少しまとめていただけないか。最後の3点目。

○森谷議員（委員外議員）

三点目だが、意味もなく弁護士対応にされて調べることも調査もできなくなっているので、議会運営委員会の各委員に助けてほしいと、こういうことである。

○岡本委員長

分かった。今、発言があった。このことについては一応承っておく。その他委員あるか。議長のほうから求められている。議長発言をお願いします。

○澁谷議長

6月の定例議会の最終日の反対討論において、森谷議員から不穏当なかつ不適切な発言があった。このことについて、議会運営委員会として何らかの対応の協議をお願いしたいと思う。

○岡本委員長

今、議長のほうから先般の6月定例会議の発言について問題があるということで、今我々について、その対応を協議してくれというような発言があった。この後、各委員に協議してもらおうわけでその前に委員外議員、対象の委員外議員がいるので、私のほうから少しその内容について問いかけをしたいと思うが、よろしいだろうか。それでは、森谷議員、お尋ねするが、先般の発言についてはどのような意図、また理由があったのか、このことについてお尋ねをする。

○森谷議員（委員外議員）

先般のリハビリテーションカレッジに対して、補助してくれという案件のことか。

○岡本委員長

反対討論をされたときに、グッドモーニングから始まったそのあとの発言である。

○森谷議員（委員外議員）

これは道の駅のことか。

○岡本委員長

道の駅とか、そこの部分は覚えていないか。一番初めの反対討論をいただろう。

○森谷議員（委員外議員）

道の駅の反対討論か。

○岡本委員長

道の駅の反対討論の場であるが内容はそこではない。

○森谷議員（委員外議員）

道の駅はコストパフォーマンスが十分成り立っているのだ。

○岡本委員長

そういう意味ではなくて、グッドモーニングから始まったのではないか。あなたの発言が。

○森谷議員（委員外議員）

私は議案何号について反対討論をする。で始めたつもりだが。8番森谷公昭で始めたつもりだが。違うか。

○岡本委員長

分かった。それでもう問いかけはやめる。それでは今各委員の認識の中では、反対討論の中、グッドモーニングから始まって外国語の発言があったところ、このことについては、Y o u T u b e など、また市民の声からもいろいろ指摘を受けている。このことについて議長から、この対応を議運でしてほしいというようなことなのだが、どのような形で図ろうかと思っている。各会派に考え方をお尋ねしたいと思うがそれで良いだろうか。

○沖田委員

森谷議員の反対討論のときの発言についてだが、今のやり取りでは何のこともやさっぱり分からないので、もう少し森谷議員、こちらからお尋ねしてもよろしいか。確かにグッドモーニングの後に何か言われた。その後、森谷議員のF a c e b o o kで、訳のカタカナ文字も出ていた。恐らくフィリピンのタガログ語ではないかと思う。その発言があったのは間違いない。それをどういう意図で言われたのか少し教えてほしいと思うのだが。

○森谷議員（委員外議員）

私はそもそも、浜田市民に日本語を話せない人もいる。英語しか分からない人もいるし、英語さえも分からない人もいるけども、市民である、投票権はなくても。その人たちに挨拶ぐらいまたはもう少し概要を、95%は日本語でしゃべって、少し英語で説明してあげるぐらいのことはやりたいと思っていて、私は執行部の通路を歩く時、外国人には国の言葉で挨拶するようにしてきている。チャオエンとか、チンチャオとか、もちろんグッドモーニングもそうだし、窓口の人にも知るべきだと思って観光のところなんかは、スペイン語で挨拶して、耳に残るような形で、通り過ぎることもある。それで、余りにも、外国人を無視しているから、挨拶はこれからもどんどん、いろんな言葉でしていきたいと思っている。

○沖田委員

それで外国の方と挨拶してコミュニケーションを取りたいのであれば、私はもっ

とほかの場所でやるべきであって、反対討論の場なので、あそこにそれは必要ではなかったと思っている。で、必要でない場でグッドモーニングの後に言われた言葉なのだが、直訳すると卑わいな意味だった。だとしたらこれ議会の発言としてはとても正しくないと思う。そういった認識でいるのだが、そのことについてはどう思われるか。

○森谷議員（委員外議員）

卑わいの意味ってどんな意味なのか。私は知らないが。

○沖田委員

私も今この場では言えないぐらいの卑わいな言葉であった。日本語訳にしてみたら。当然私もその言語を理解しているわけではないので生成A Iに入力してみると卑わいな意味であった。であるのだったらやはり、まして本会議の反対討論という場で、何らかの言葉を発するのであれば、やはり議員としてそれは確認して発言すべきことだったと思う。それを怠ったのか、それともその意味を分かって言ったのか、これはかなり重要なことだなと思って少しその辺の真意にお尋ねしたいのだが、よろしいか。

○森谷議員（委員外議員）

挨拶を言っているつもりである。おはようございます。何語か分からなかったけれども、それでは、これからは議案質疑、賛成討論反対討論時に挨拶をやめて、ほかの機会に挨拶するようにする。多カ国語で。

○岡本委員長

森谷議員はいろいろな形で答弁しているが、実際ここにいる議員はその内容も知っている。結局これは、公共に流される部分であり、この卑わいな言葉も含めて、遠慮しながら言っているわけだが、私は当然、議長から指摘されるこの内容は、市民からのお叱りを受けているという形で、非常に議会に対する品位を損なうものだと思うっており、森谷議員にこのことについては正直反省してもらおうという気持ちでこの場に来ている。しかし、どうも今やり取りをしていくと謝罪の言葉もちろんないし、反省する気持ちもないようだが、このことについて再度確認するが、その気持ちはないか。

○森谷議員（委員外議員）

どういう意味かを伝えてもらわずに、反省って、もともとおかしくないか。私は挨拶のつもりで言っているわけである。それを、挨拶ではないだの、謝罪しろ、謝罪しろと言って、僕は何をなぜ謝罪しなければいけないのか。誰かを冒涇しているのだったら、浜田市長がばかだというふうな意味で発言しているのだというふうに言われれば、そんなつもりはなかったのだから、知らなかったとは言えということになるけれども、何のことか言ってくれないで反省しろというのは、パワハラではないか。

○小川副委員長

市民の一部からは明らかにこれはセクハラ発言だというお叱りの声を聞いている。森谷議員自身は挨拶のつもりだということだったけれども、受け取る側が明らかなセクハラ発言だというふうに言われていることに対して、森谷議員の考え方というか、

それは単なる挨拶であって、自分には全くその意図はなかったというふうに言われるのかその辺についてお聞きしたい。

○森谷議員（委員外議員）

オブラートに包んで言われるから、何を言いたいのか分からないのだけれども。もっとはっきり言ってほしい。私は意図して何も悪いことを言ったつもりはない。よく注意されるがそのときに、動議でも出してくれるならすぐ意味を聞いて、賛成すべきかすべきじゃないかということの判断ができるのだが、いまだに、意味を言わないで、反省しろ、反省しろと市民の誰かが言ったからという、匿名希望の人が言ったぐらいのことを根拠にしてパワハラすることというのはどうなのかと思う。要は森谷の一般質問は分かりやすくして良いぞという意見もあるわけではないか。ただ、1人の声の大きい人、その人のために、私をパワハラでいじめるということは必要あることだろうか。

○笹田副議長

今議長からお願いがあったが、副議長として、少し発言させてほしいが、市民とかということとは関係なくて、私は議員としてあの発言は許しがたいと思っている。何を言ったかということ、「私の生殖器は大きい」という発言の意図だと私は捉えているので、それを議会で発言するというのは、私個人としても、不適切だと思うからだ。市民は関係ない。一個人、一議員として、これはパワハラでないと思っているので、議長と同じ気持ちでしっかり審議させてほしいと思う。

○岡本委員長

今、当人や副議長からの話があった。ここでもう既に各委員、その中身は、知っているもので、このことについて処分をどうするかということで、会派から意見を受けてまとめたい、そのように思っている。創政クラブのよろしいか。

○沖田委員

今のやり取りで処分ということだが、私は森谷議員からどういう意図でという答えをまだ聞いていない。それを聞いていない上で、処分と言われても若干困るので、少し森谷議員にその辺の意図をもう少し確認させてほしい。

○森谷議員（委員外議員）

今笹田さんが言われた、「私の生殖器は大きい」という意味なのか。

○笹田副議長

そういうふうに私は認識をしている。

○森谷議員（委員外議員）

それで各委員はその言葉が分かるのか。A Iに聞いたからそうだというのはみんな共通の認識なのか。それとも、笹田さんが今言ったからそうなんだと思っているだけなのか。ちゃんと理解しているのか。笹田さんは今、「私の生殖器は大きい」ということを言われたけれども、私はそんな内容だと夢にも思っていない。

○沖田委員

私も生成A Iで翻訳した程度の認識であることは間違いない。ただ、一つ言える

ことは、森谷議員がタガログ語で言葉を発したことは事実である。それを意味が分からないものだったら、普通に生成AIに尋ねれば、何らかの意図は返ってくる。そうしたときに、議場での発言が必要かどうかという判断は、議員として当然、すべきであろうと思う。そんな中で、やはりこれは必要ないというか、ふさわしくない発言であったと私も思っている。そういった意味で、なぜ森谷議員は事前にその言葉を発する前に確認されて発言をとめなかったのか、また意図して発言を行ったのか、その辺の真意が私には全く見えないので、再度、その辺の真意を教えてほしいだろうか。

○森谷議員（委員外議員）

必要かどうかというのは、賛成討論自体も必要かどうかって言ったら必要ではない。やらなくてもすぐ済むことである。それから、今日は何の日だ。だって、必要かどうかって言ったら必要じゃない。だから、必要なことばかりみんなもうしゃべっているわけじゃないことは認識してほしいと思う。私はさっき言ったように、外国人に対して少しリップサービスをしたいなということで、市庁舎を歩くときも、スペイン語の挨拶だと思うのだけれども、そんなにだからといってどういう意味だとかという認識でやっていない。子どもが言葉を覚えるような感じで、これが挨拶かという程度でやっている。

それで良かれと思ってやったことが、そうだったら困ったなという感じである。申し訳なかったなという気はあるが、語学の上達のプロセスというのは、そこまで厳格に、勉強してやるものではないと思っているので、今までも私は勉強しているけれども。本当に「私の生殖器が大きい」と笹田さんは言われたけれども、そういう意味だったらそれは申し訳なかったなと思う。

○岡本委員長

森谷議員は申し訳なかったというのは思っているわけである。そういう解釈で良いか。

○森谷議員（委員外議員）

笹田さんが言ったことが事実だったらだが、笹田さんが言ったことは事実じゃないかもしれない。語学の達人かどうか分からないけれども。

○岡本委員長

今、事実かどうかというのはもう、そこで論議する必要があると思っている。各委員、自分のネットワークなりいろんな文献を調べて、そのことについては認識しているところに向けて、それが事実かどうかというやり取りする必要はないと思う。ただ私は、沖田委員から、このことについて問いかけについてあなたは謝るべきだというようなことがあったから、そのことについて、謝るべきだったら、やはり謝るべきだろうと思うし、そうでないならそういう形を言ってほしいと思う。それが沖田さんに対する回答になるのだろうと思っているが、足立委員。

○足立委員

森谷議員が意味は捉え違いをされていたのかなと。発言を聞く限り。そういうふうなところがあるので、先ほどの森谷議員が、申し訳なかったなという気持ちがある

のであれば、反対討論の中の発言なので、9月定例会議の最初に、少し捉え間違いをしていたということで、発言の修正をされたらいかがかなと思うのだが、その辺、森谷議員のそういう気持ちがあるなら、ぜひそれはやってほしいと思うのだが、いかがだろうか。

○森谷議員（委員外議員）

足立委員の言うとおりに正しい意味をこれから調べる。もっと早く言ってくれば良いではないか。今日だって僕はオブザーバーなのだから。僕が来ていなかったらこの議論さえできなかった。なぜもう少し早く言ってくれないのか。もうみんなが知っているということは、みんなに知らせて意味はこうだよと言っているということである。私には言わないでみんなに言っているわけである。そういうのもどうかと思うけれども、足立委員の言うことは、そのとおりだと思うので、足立委員の発言どおりに受け入れたいと思うが。

○足立委員

森谷議員もそういう思いがあるので、ぜひ議長は9月議会の冒頭に、発言の修正なり、そういったところのほうをぜひ受け入れてほしいと思うのだが、議長いかがだろうか。

○岡本委員長

暫時休憩する。

[10 時 28 分 休憩]

[10 時 37 分 再開]

○岡本委員長

休憩前に引き続き、会議を再開する。

先ほどのやりとり中で、森谷議員外議員のほうから少し反省の弁も受けている。しかし、一応議長のほうから、議運に対して何らかの対応をしてくれということなので、各委員の各会派出ておられるので、意見をまとめて先ほどの森谷議員の謝罪ということも含めて議長のほうに提案したいと思う。まずは、創政クラブのほうから、この対応についてどのようにするか、意見を聞きたいと思う。

○西田清久委員

私個人的には議会の議場というのは大変神聖な場であって、そこではやはり、きちんとした、私は礼を尽くしているつもりでいる。そういう場で、先ほど伺ったような、そういう発言があったということは、私はそのときは気付かなかったけれども、やはりいろんな波紋がたくさん出ているということは、何らかの対応をしなくてはいけない。私はまずは議長から厳しく厳重注意をしてほしいと思う。

○岡本委員長

それでは市民クラブ。

○小川副委員長

事実というか反対討論されたのは、7月3日。それでもう今日の時点ではもう1か月以上もたっているというような状況の中で、いろいろそういう議員の不適切な行為

があった場合の懲罰について、どうするのかという判断というのも多分、あると思うのだけれども、それ以上に、気付くというかその議論がやっと1か月以上たって、この場でやること自体も少し問題があるかなというような感じがする。これはどなたかが多分、そのことに気が付いて、この問題発言だということに気が付いて、それで、すぐにでも、協議して、どこが問題なのかということ、議会内でもきちんと議論をして対応を考えるべきというか、その辺りの緊急事態に対する対応が非常に遅いのではないかと思うので、例えば、だれかが気が付いたときに、議長なり、例えば議運の委員長なんかを含めて、すぐ協議をして、何が問題でどうすれば良いかということ、諮れるような仕組みが必要ではないかと思う。当初、今日の段階でも議長のほうから嚴重注意をお願いしたいということがあったけれども、本来だったらもう少しきちんとした懲罰も含めて検討すべきなのだが、どうも時効というような部分もあって、そこまでのことが今できないとすれば、最低限、議長が言ったような、処分、嚴重注意を行う、してもらおうということはやるべきではないかと思う。以上である。

○岡本委員長

そしたら浜風の郷、沖田委員。

○沖田委員

本人も意味が分からずということでそれがそうであれば反省とするというような旨の発言もあったかのように思う。まだ若干釈然としない部分もあるが、今回は議長の嚴重注意ということで、いったんというか、それでとどめて置くというか、そういうことで、よろしいかと思う。

○岡本委員長

公明クラブ、柳樂委員。

○柳樂委員

この一連の話が出てからいろいろ話をする中で会派の中では、やはり全議員のところで、本人が発言された意図についてやはり説明を受けたほうが良いのではないかとすることはずっと言ってきたところである。できればそういう形もとってほしいのだけれども。今言われているように議長からの嚴重注意というのは、必要なことだと思うので、お願いしたい。

○岡本委員長

各会派をまとめると嚴重注意ということ伝えるということでいきたいと思う。本人からも、少し反省のところもあるようだから、謝罪ということはどういう形になっていくか分からないが、そのところも含めて、議長のほうで対応してほしいと思う。そういう形で議長どうだろうか。嚴重注意をするということで。

○澁谷議長

日程的には、次の全員協議会がある日に、森谷議員に出席してもらい、今日の意図を確認しながら、嚴重注意させてほしいと思う。

○岡本委員長

各委員それでよろしいだろうか。

(「はい。」という声あり)

○岡本委員長

森谷議員外議員、どうぞ。

○森谷議員（委員外議員）

もうそんなことでは、市民の皆に伝わらないのではないかと思います。市民の皆が、発言について、議会とか議員とか市役所に文句を言っているわけであろう。それだったら、広報にもきちんと出すとか、議会だよりもきちんと出すとか、「自分の生殖器が大きい」という意味のことを間違えて言ってしまったのだと。グッドモーニングのつもりで言ってしまったのだということ。それから、私については、一軒、一軒謝って歩けと。私は一軒、一軒謝って歩こうと思う。こういう意図ではありませんでした。「生殖器が大きい」ということを言うつもりはありませんでしたということで、謝って歩こうと思う。街頭で謝ろうと思う。こういうことも重ねてやろうと思うけれども、よろしいか。

○岡本委員長

今委員外議員から話あった。このことは対応について、議長のほうに8月の21日全員協議会でというような話があったので、その席においてその対応をお願いしたいと思う。よろしくお願いします。

(「今日から誤って歩いてよろしいか、市民に」という声あり)

○岡本委員長

森谷議員。

○森谷議員（委員外議員）

今日から謝って歩いても良いだろうか。

○岡本委員長

これはもうあなたの個人の意見なので、そうされても構わないので、対応をお願いします。

それでは、次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は8月25日火曜日10時から全員協議会室にて開催する。最後にお願いだが、本日の内容について、各会派で共有してもらうようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[10 時 44 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友